

東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(出願手続)</p> <p>第11条 本学にて特別聴講学生として志願しようとする者は、所属する他大学を経由して、所定の期間内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 特別聴講学生願</p> <p>(2) 特別聴講学生推薦書</p> <p>(3) 成績証明書</p> <p>(4) 健康診断書</p> <p>(5) その他本学において必要とする書類</p>	<p>本則</p> <p>(出願手続)</p> <p>第11条 本学にて特別聴講学生として志願しようとする者は、所属する他大学を経由して、所定の期間内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。<u>ただし、オンラインのみで実施する教育プログラム等に志願しようとする者は、第4号に規定する健康診断書の提出を省略することができる。</u></p> <p>(1) 特別聴講学生願</p> <p>(2) 特別聴講学生推薦書</p> <p>(3) 成績証明書</p> <p>(4) 健康診断書</p> <p>(5) その他本学において必要とする書類</p>	<p>オンラインのみで実施する教育プログラムについては、通学(渡日)を伴わないことから、健康診断書の提出は省略できるとすることによる改正</p>

附 則 (令和3年7月21日教規程第39号)

この規程は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。